

「学校環境衛生の基準」が一部改訂されました!!

「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省及び国土交通省)の策定及び「遊泳用プールの衛生基準」(平成19年5月28日厚生労働省)の改定を受け、7月10日付けで「学校環境衛生の基準」が一部改訂されました。(県学薬H・P新旧対照表等参照)

つきましては、本基準に基づき、「飲料水の管理」、「雨水等利用施設における水の管理」、「水泳プールの管理」をはじめとした定期環境衛生検査、臨時環境衛生検査、日常点検及びそれらに基づく事後措置の徹底を図るとともに、下記の改訂内容にご留意の上、学校環境衛生活動の適正な実施につき遺漏のないようお取り計らい願います。

記

第1章 定期環境衛生検査

1〔飲料水の管理〕における改訂内容

- ア 「2 検査事項」について
「オ 大腸菌又は大腸菌群」を「オ 大腸菌」としたこと
- イ 「3 検査方法」について
「大腸菌群については、乳糖ブイヨン - プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法により、」を削除したこと。
- ウ 「4 判定基準」について
「大腸菌群」を「大腸菌」としたこと。

2〔雨水等利用施設における水の管理〕における改訂内容

- ア 「2 検査事項」及び「4 判定基準」について
「(4) 大腸菌又は大腸菌群」を「(4) 大腸菌」としたこと。
- イ 「3 検査方法」について
「大腸菌群については、乳糖ブイヨン - プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法(LB-BGLB)法、又は特定酵素基質培地法による」を削除し、「水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める検査方法に準ずる」としたこと。
- ウ 「5 判定基準」のうち「(6) 水質」について
「キ 大腸菌群」を「キ 大腸菌」とし、「大腸菌群は、検出されてはならない。」を「大腸菌は検出されてはならない。」とする。
- エ 「5 判定基準」に「(10) その他、プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」を参照し適切な管理運営を行うこと。」を加えたこと。
- オ 「6 事後措置」について
「大腸菌群」を「大腸菌」としたこと。

第3章 日常における環境衛生

「(6) その他、プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」を参照し適切な管理運営を行うこと。」を加えたこと。

学校における対応等に一定の期間が必要な場合は、各学校における環境衛生検査の際の新基準の適用については、遅くとも平成21年5月31日までに行うことが望ましい。

あなたも学校薬剤師になってみませんか!!

近年医薬分業が進み、薬剤師が活躍する場面が大きく広がって来ています。とても嬉しいことではありますが、一方で学校薬剤師の成り手が不足気味です。地味ではありますが、直接児童・生徒と話をしたり、「次世代を担う子供たちの心身の健全育成の場」である学校に薬剤師として直接関わることができる学校薬剤師は、とても大切な仕事であり意義深い魅力的なものではないかと思えます。

学校薬剤師とは・・・

学校保健法で、大学以外の学校には学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置く事とされています。
(学校保健法第16条)

仕事としては、学校において保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導を行います。学校薬剤師は、環境衛生をまもり児童・生徒が最善の環境で学習できるよう努めなければなりません。(学校保健法第2・第3条)

任務及び目的

学校保健計画の立案に参加します。

学校の飲料水、水泳プール、排水、給食、照明、空気、暖房、換気、騒音について検査します。
環境衛生について指導と助言をします。

学校で使用する医薬品について指導と助言をします。

薬物乱用防止啓発活動に協力します。

学校において薬剤師職能をいかした健康教育を行います。

特に愛知県・名古屋市学校薬剤師会では、薬剤師が話す「くすりのお話」を学校へ出向いて行う運動を積極的に展開しています。徐々にですが拡がりを見せており各方面から高い評価をいただいています。

学校薬剤師の身分は、非常勤の地方あるいは国家公務員もしくは法人の一般職員でおおむね年間20万円前後の謝金が支給されます。ボランティア精神が必要な場面もあるかも知れませんが、何より学校現場や児童・生徒から必要とされており、薬剤師としてとてもやりがいのある仕事の1つと考えられます。薬剤師のあなたも、定年を迎えたあなたも、若くて使命感のあるあなたも是非参加して下さい。

また、難しく考えないで是非問い合わせしてみてください。

(緑区 樋口光司)

(問い合わせ先：愛知県薬 052-231-2261 名古屋市薬 052-203-0530)

<第2回> 教育委員会を知って利用しましょう！

教育委員会って？

教育委員会の執行すべき事務は、法律で具体的に定められていて、その主な内容は、次のとおりです。

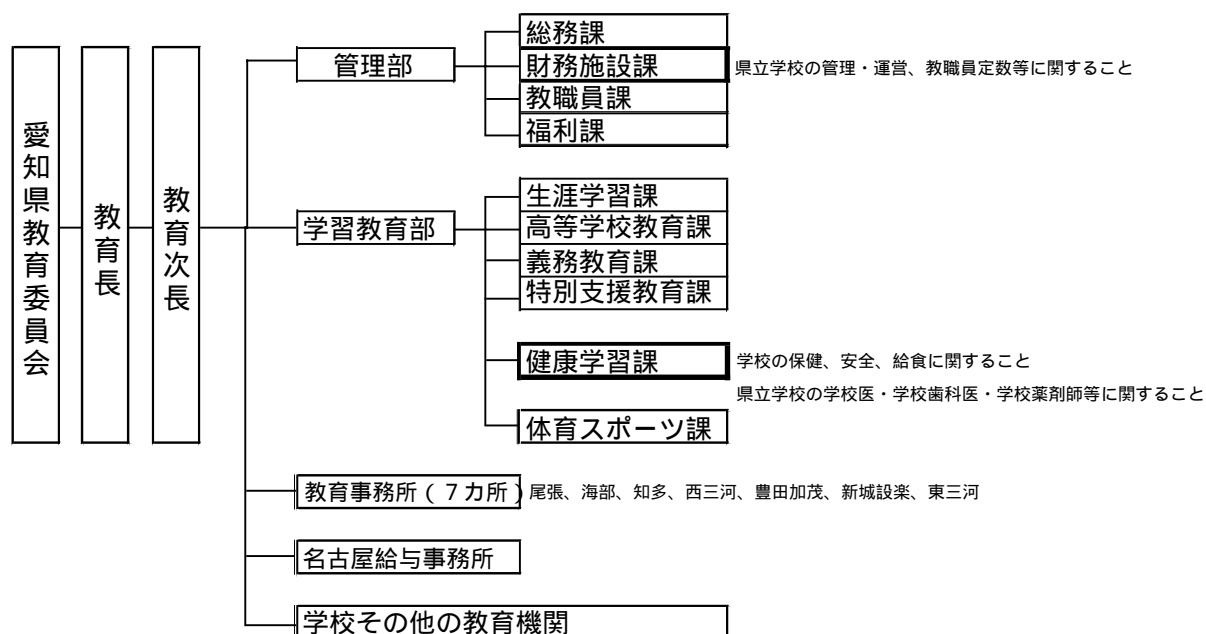
1. 学校その他の教育機関の設置、管理に関する事
2. 教育財産を管理すること
3. 教育機関の職員の任免や研修を行うこと。
4. 児童生徒の入退学に関する事。
5. 学校における学級編制や校務分掌などの組織編成、教育課程の編成、教材の取扱いに関する事。

6. 学校給食に関すること。
7. 社会教育に関すること。
8. スポーツに関すること。
9. 文化財の保護に関すること。
10. 教育に関する調査、統計及び広報に関すること。

愛知県を例にとると、県と市町村（名古屋市を除く）との役割分担としては、県では、広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするものなど市町村が処理することが不適当なものを処理しています。例えば、高等学校、盲・聾・養護学校の設置があげられます。また、小・中学校の設置は、市町村の事務ですが、教育職員の任免、給与負担は県が責任を負っています。これは、義務教育の地域格差を防ぎ、教育の水準を確保するという趣旨から制度化されているものです。なお、教育事務のうち、次の事務は、知事の権限で処理することとなっています。

・私立学校に関すること。

これらの事務は、県民生活部学事振興課（私学振興室）で所管しています。



<例：愛知県教育委員会機構図>

平成19年5月1日現在、県立学校の学校医529名、学校歯科医187名、学校薬剤師186名に関する事務等の問題は健康学習課の管轄になっています。

機構図からもおわかりと思いますが教育長という行政側の責任者を筆頭として、事務部門と教育部門の、主に大きな2つの部門に分かれています。私たち学校薬剤師が普段、教育委員会の関係者として認識しているのは後者の学校教育に関わる教育部門（学習教育部）の組織と職員です。しかし学校や教育を裏で支えるシステムや施設構造問題に関わる問題が絡んできた場合には教育部門だけでなく事務部門（管理部）の協力を得て、組織的に制度的に進めていかなければ解決できないことをご理解ください。

学校薬剤師が学校に足を運んで子供たちや先生方と十分に情報交換することはきわめて重要で意味があることですが教育委員会という組織と、そこが担うべき仕事を是非とも知った上で、学校薬剤師活動に励んでいただければ幸いです。

< 6月・7月の活動報告 >

6月18日（月）

講演 - くすりの正しい使い方 - （学校薬剤師部会・学校薬剤師会 共同事業）

会場：愛知県立豊丘高等学校

参加人数：950名（生徒及び教職員）

講師：（社）愛知県薬剤師会理事、愛知県学校薬剤師会会長 村松章伊

6月20日（水）

稲沢学校保健会総会にて講演

会場：稲沢市民会館

演題：学校環境衛生及び薬物乱用防止教育への学校薬剤師の取り組み

講師：（社）愛知県薬剤師会理事、愛知県学校薬剤師会副会長 木全勝彦

6月22日（金）

日本学校薬剤師会情報委員会

会場：日本学校薬剤師会事務所

議題：1 H・P及びメールマガジン等について

2 学校環境衛生の基準の一部改訂について

3 他

7月 1日（日）

愛知県学校薬剤師会支部長会

会場：県薬剤師会館講堂

議題：1 県内一斉調査について

2 全国学校保健調査について

3 大会・講習会等について

4 他

7月 5日（木）

薬物乱用防止教室講演 - くすりの正しい使い方と薬物乱用防止 - （学校薬剤師部会・学校薬剤師会 共同事業）

会場：愛知県立半田商業高校

参加人数：700名（生徒及び教職員）

講師：（社）愛知県薬剤師会理事、愛知県学校薬剤師会副会長 木全勝彦

小学生用

「くすりって なあに？」



財団法人 日本学校保健会



ある日の教室…



先生、私、頭が
いたくなること
があるんですけど、
今度いたくなったら、
保健室でくすりを
もらってのんでも
いいですか？

保健室は体を休め
たり、かんたんな
手当てをしたりす
るところだから、
のみくすりはおい
てないんだよ。



えっ。おいて
ないんですか。
知りませんでした。

そうか、よい機会だからみんなに
くすりについて少しお話を
しましょうか…。
今日は、保健室の先生（養護教諭）
と薬剤師の先生にも協力して
いただきます。



薬剤師やくざいしって？



こんにちは。私は薬剤師やくざいしです。くすりの専門家せんもんかです。
薬局かっやくや病院で働いています。

今日は、くすりについて、みなさんにお話ししましょう。

くすりについてどのくらい 知っているかな？



ようご せよろゆ
養護教諭

では、くすりの話をする前にクイズに挑戦！
□の中に○か×を入れてみましょう

		調べるページ
①	くすりは、病気やけがを なおすために使う。	<input type="checkbox"/> → 3ページへ
②	くすりとは「のみくすり」 のことをいう。	<input type="checkbox"/> → 4ページへ
③	くすりを使う時には、 使い方にきまりがある。	<input type="checkbox"/> → 5ページへ
④	小学生がくすりを使う時は、 おうちの人などに相談してから 使うようにする。	<input type="checkbox"/> → 6ページへ

みんなの答えはどうだったかな？
次のページから、くすりについて薬剤師の先生といっしょに
調べていきましょう。

くすりと「病気をなおす力」

みなさんの体には、もともと自分で病気をなおそうとする「病気をなおす力（自然ちゆ力と言います）」があります。ふだんから、バランスのよい食事やてきどな運動、十分なすいみんなど、きそく正しい生活をしていると「病気をなおす力」が高まります。



けれども、「病気をなおす力」が十分に働かないことがあります。

その時、くすりの力が必要となります。



病気になった時



いくらくすりをのんでも、
しっかり体を休めなかったり、
きそく正しい生活をしなかつ
たりするとなかなか病気は
なおりません。

▶ クイズの答えコーナー

①の答え……○

くすりは「病気をなおす力」を助け、病気やけがが早くなおるようになり、重くならないようにしたりしてくれます。

それでは、次にくすりについて学んでいきましょう。

③

くすりにはいろいろな形や 使い方があります。



のみくすり
ないようざい
(内用剤)

ぬりくすり、
はりくすり、
めくすり、など
がいようざい
(外用剤)

ちゅうしゃ
**注射する
くすり**
ちゅうしゃざい
(注射剤)

さまざまな病気のためにいろいろなくすりがあります。

▶クイズの答えコーナー (2)の答え……×

くすりには、「のみくすり」だけでなく、「ぬりくすり」、「注射するくすり」など、病気やけがにあったいろいろな形や使い方があります。

くすりは「きまり」を守って使います。



のみくすりを使う時の「きまり」

いつのむか
食事の前
食事の後、など

何回のむか
1日3回食事の後
1日1回ねる前、など

いくつのむか
1回1錠、など

のみかたは
コップ1杯くらいの
水またはぬるま湯
でのむ、など



くすりは「目的」に合わせて使います

ねんざ



はりくすり
など

すりきず



ぬりくすり
など

かぜ



のみくすり
(かぜのくすり)など

おなかの痛み



のみくすり
(おなかのくすり)など

▶クイズの答えコーナー ③の答え……○

のみくすりでもはりくすりでも、使う時にはいろいろなきまりがあります。たとえばシップなどのはりくすりでは、目のまわりにははらない、はるところを清潔にする、などのきまりがあります。



くすりを使う時の 大切な約束



みなさんは、自分だけで勝手に
くすりを使ってはいけません。
いろいろなきまりを守らないと
危険なことがあるからです。

くすりはお薬^{ぶし}とはちがいます。
どんな病気にきくくすりか、いつのむか、いくつのむかなどの
大切なきまりがあります。

▶ クイズの答えコーナー

④の答え……○

くすりについては、まずおうちの人に
相談をしましょう。



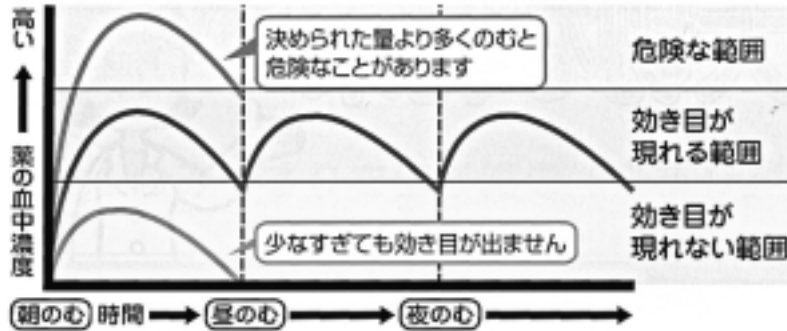
⑥

～ おうちの人と読みましょう ～

1. 薬を使う時間や量が決められているのには、理由があります。

薬の効き目は「体の中の薬の量（血中濃度）」で決まります。

●1日3回のむ薬の場合



体の中の薬の量は、時間とともに減っていきます。左の図の「薬の効き目が現れる範囲」を保つために、薬をのむ量とのむ回数が、薬ごとに決められているのです。

2. 薬には主作用と副作用があります。

主作用とは体に有効な薬の働きのことです。副作用とは薬をのんだことで、体中にぶつぶつが起きたり、眠くなったりするような薬本来の目的以外の好ましくない働きのことです。

薬は正しく使うことで副作用の危険を減らすことができます。

- ① 家族が病院からもらった薬を他の人が使うことはやめましょう。
- ② 一時的な病気（かぜ、腹痛、下痢など）で受診した際に処方された薬は、その病気がおさまった後（かぜがなおるなど）は置き置きをせず処分するようにしましょう。症状が似ているからといって以前に病院で処方され残っていた薬を使うことはやめましょう。
- ③ 市販されている薬の場合、何歳から使える（のめる）薬かを確認しましょう。（例えば12歳以下の用法用量が書かれていない場合は、使う（のむ）ことができない薬です）
- ④ 薬を使った時にいつもと違う症状が出たときは、すぐに医師・薬剤師に相談しましょう。

3. 薬は適切に保管しましょう。

- ① 高温・高湿をさげ直射日光の当たらない所に保管しましょう。
- ② 菓子等と間違えないように子どもの手の届かない所に置きましょう。
- ③ 添付文書・外箱などといっしょに保管しましょう。

4. 薬についての疑問は、医師・薬剤師に相談しましょう。

薬は一人ひとりの病気や状態に合わせて、医師・薬剤師の指導の下に使う必要があります。

本パンフレットは、文部科学省補助会による学校保健センター事業として、下記の財団法人日本学校保健会に設置した「医薬品の正しい使い方に関する指導方法検討委員会」で作成したものである。

委員名簿	
○ 総務委員	兵庫教育大学理事・副学長
加藤村太	東京薬科大学薬学部教授
豊田由美	福岡県立門司学園中学校看護教諭
佐藤広子	横浜市立大池小学校養護教諭
杉下康一郎	日本学校薬剤師会会長
高橋翠穂子	岩手県薬剤師会会長
	くまりの情報センター課長補佐
塚本 武	千葉県富津市立高貴小学校教諭
土田修輔	愛知県額田郡幸田町立南郷中学校教諭
永田智恵子	静岡県教育委員会学校教育課指導主事
橋本由理	大阪府教育委員会教育振興室保健体育課 保健・給食グループ主任指導主事
望月真弓	北陸大学薬学専任教授

作成に当たっては、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 鬼原英明健康教育調査官のほか、以下の方々から多大のご援助とご協力を頂きました。

末女智津江	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 健康教育調査官
今岡 豊一	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 教科調査官